

令和2年度
教育委員会の事務に関する点検評価
報告書

令和元年度事業対象



令和3年2月
新座市教育委員会

< はじめに >

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされています。

新座市教育委員会では、同法の規定に基づき、効果的な教育行政を推進し市民への説明責任を果たすため、平成27年11月に策定した「新座市教育大綱」の年次計画として策定した「令和元年度新座市教育行政推進施策」の取組状況について点検評価を実施し、報告書を作成しました。

教育は、結果がでるまで時間がかかり、また、その結果も目に見える形ではなく把握しにくい特性もありますが、実証的に成果を検証する観点から、評価すべき点は十分に評価し、より推進していくとともに、今年度の点検評価から見えてきた課題や改善すべき点については、学識者の提言等を参考に、“豊かでたくましい人間性をはぐくむ教育を目指して” 施策の見直し・改善に努めてまいります。

令和3年2月 新座市教育委員会

目 次

1	実施方法	1
	(1) 点検評価の対象について	
	(2) 点検評価結果の取扱いについて	
	(3) 点検評価の流れについて	
2	対象事務の点検評価	2
3	新型コロナウイルス感染症に関連する新座市 教育委員会の対応について【参考資料】	28
4	学識者の講評	30

1 実施方法

(1) 点検評価の対象について

点検評価の対象とする事業は、「令和元年度教育行政推進施策」のうち、教育委員会が所管する施策（33施策、194事業）とする。

(2) 点検評価結果の取扱いについて

教育委員会が行う事務事業の点検評価に関する結果を報告書として取りまとめ、市議会に提出し公表するとともに、翌年度における施策、事業の改善に役立てるものとする。

(3) 点検評価の流れについて

ア 一次評価（所管課による評価）

点検評価の対象とする33施策、194事業について、令和元年度の実施状況から「成果と課題」を抽出するとともに、以下の基準に基づき、評価を行う。

① 全体評価

5 十分できた、4 できた、3 おおむねできた、2 十分に取組みなかった、1 取組みなかった

② 今後の方向性

A 推進、B 維持、C 改善、D 縮小、E 廃止

イ 二次評価（教育委員による評価）

所管課による一次評価を踏まえ、5つの基本目標ごとに評価を行う。

ウ 学識者による講評

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定による学識経験者の知見を活用するため、5名の学識者から教育委員会の施策全体に対する講評を頂いた。委員の選定に当たっては、市内3大学の様々な分野で教育施策や人材育成に関わるなど、教育について高い見識を有している方、並びに以前から本市の社会教育施策について指導・助言を頂くなど教育委員会の活動に深い関わりを持つ方として【別表】のとおり決定した。

なお、今年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、会議は開催せず、書面により講評を提出していただいた。

【別表】教育委員会の事務に関する点検評価検討会議委員（学識者）

氏名	備考
矢野 峰生	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授
狩野 浩二	十文字学園女子大学 人間生活学部 教授
西川 亮	立教大学 観光学部 助教
中村 昭作	新座市社会福祉協議会 顧問 (元文化協会会長、元人権教育推進協議会会長)
田巻 隆平	公益財団法人新座市体育協会 名誉会長

令和2年度教育委員会の事務に関する点検評価（令和元年度事業対象）

基本目標1 家庭や地域が一体となった就学前教育の推進

【施策1 家庭における教育力の向上】

■ 施策の内容

子どもたちの健やかな成長、発達を促すため、子育てに関する情報や学習機会を提供するとともに相談体制の充実を図り、家庭の教育力を高めます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
1	5歳児保護者向けリーフレットの作成・配布	教育支援課	5	A
2	子育てに関する講座の実施	中央公民館	4	B
3	ブックスタート事業「はじめてブック」及び「あかちゃんタイム」の実施	中央図書館	5	A
4	家庭教育に関する事業の推進	中央公民館	3	B

【施策2 関係機関及び関係団体との連携強化】

■ 施策の内容

義務教育への円滑な移行を図るため、幼稚園・認定こども園・保育園等と連携を図ります。また、大学と連携して教職員向けの研修を実施します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
5	小学生と保育園児の交流	教育支援課	5	A
6	児童発達支援事業所との連携	教育相談センター	5	B
7	幼保小連携推進協議会の開催による幼児教育・児童教育の連携	教育支援課	4	B
8	小学校教諭、幼稚園教諭、保育士対象全体研修会の実施	教育支援課	5	B
9	幼・保・小ブロック別交流会の実施及び総合調整	教育支援課	4	A

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
10	大学との連携による研修等の実施	教育支援課	5	A

■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>5歳児保護者向けのリーフレット配布は、就学前の子育てについての確認や指導についての情報を提供している。また、園児と児童の交流は、学校生活を体験し、触れ合うことで、小学校生活への期待を膨らませることに効果を上げている。教員間の推進事業における交流では、テーマを設け、研修や実践報告書を作成することにより、情報交換や相互交流が積極的に進められている。</p> <p>地域における家庭教育では、保護者、学校、公民館が協力して企画・運営が行われ、成果を上げているだけに、他の学区でも実施されることを期待したい。</p> <p>大学との連携に関しては、3年経験者研修に沿った充実した研修内容が提供できている。</p>
-----	--

基本目標 2 生きる力の育成と質の高い学校教育の推進

【施策 1 分かる授業の実施による基礎基本の定着及び主体的・対話的で深い学びの推進】

■ 施策の内容

児童生徒一人一人が基礎的・基本的な学習内容を身に付けるとともに、自ら学び、自ら考え、課題を解決する力を育成するため、質の高い授業を推進します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
11	「教育に関する三つの達成目標」の取組	教育支援課	5	A
12	個に応じた指導の充実(TT、少人数指導、習熟度別指導等)	教育支援課	5	A
13	小学校第1学年副担任制の充実	学務課	5	B
		教育支援課	5	A
14	大学生学習ボランティアの活用	教育支援課	5	A
15	教育副読本の配布	教育支援課	4	B
16	教育におけるICT（情報通信技術）の活用及びプログラミング教育の推進	教育総務課・教育支援課	4	A

【施策 2 国際性をはぐくむ教育の推進】

■ 施策の内容

教育課程特例校制度を利用した「英会話の時間」など市の特色をいかした教育活動を推進し、確かな学力と国際性を身に付けることができる質の高い学校教育の確立を目指します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
17	英会話の時間の充実	教育支援課	5	B

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
18	英会話講師（E E T）の全小学校への配置	教育支援課	5	A
19	英語指導助手（A E T）、英語加配教員（S E T）の全中学校への配置	教育支援課	5	D
20	日本語指導員の派遣及びボランティア指導員の活用	教育相談センター	4	A
21	新座市「英会話の時間」学習状況調査の実施	教育支援課	5	D
22	オリンピック・パラリンピック教育の推進	教育支援課	5	A
		生涯学習スポーツ課	5	A

【施策3 体験的学習・キャリア教育の積極的な推進】

■ 施策の内容

子どもたちが社会生活を営む上で必要な人間性の向上を図るため、生き方の確立を目指す進路指導及びキャリア教育に努めます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
23	学校ふるさと構想事業の推進（学校教育農園・学校教育林の活用）	教育支援課	5	A
24	部活動ボランティア指導員や農業支援員等のボランティア指導員の拡充	教育支援課	5	A
25	「新座っ子ぱわーあっぷくらぶ」の推進	生涯学習スポーツ課	5	B
26	子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）の拡充	生涯学習スポーツ課	5	A
27	職場体験学習、キャリア教育の実施	教育支援課	4	A
28	主権者教育の実施	教育支援課	4	A
29	発達段階に応じた生活と職業を考えさせる体験活動の推進	教育支援課	5	A

【施策4 教育活動の的確な評価による学校の透明性の向上】

■ 施策の内容

各学校が教育の成果を検証する仕組みを整備し、保護者や地域住民に教育活動を広く公開することにより、信頼され、開かれた学校づくりを推進します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
30	学校評価システムの推進	教育支援課	5	C
31	新座市学校公開日の実施	教育支援課	5	A
32	各小・中学校におけるホームページの充実	教育支援課	5	A

【施策5 特色ある学校づくりの推進】

■ 施策の内容

教職員や児童生徒が創意工夫により、輝く学校を目指して行う創造活動、文化的活動、ボランティア活動等に対し、補助金を交付し、学校の特色をいかした質の高い学校教育を推進します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
33	「にいざの輝く学校プラン事業」の推進	教育支援課	5	C
34	小中一貫教育の実施に向けた研究	教育支援課	5	A

【施策6 学校教育における文化芸術の推進】

■ 施策の内容

音楽会や暗唱大会を通して、児童生徒の表現力を高めるとともに豊かな情操を養います。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
35	子ども暗唱・弁論大会の開催	教育支援課	5	C
36	市内音楽会の実施	教育支援課	5	A
37	市内小中学校における文化芸術作品の展示コーナーの設置	教育支援課	5	A

【施策7 豊かな心を育む道徳・人権・福祉教育の推進】

■ 施策の内容

道徳・人権・福祉教育や積極的な生徒指導を推進することにより、生きる力の基礎となる豊かな心を育みます。

また、人権の尊重や思いやり、社会性・倫理観・正義感などの豊かな心を身に付け実践できる児童生徒の育成を目指します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
38	基本的な生活習慣の確立	教育支援課	5	A
39	道徳教育の充実	教育支援課	5	A
40	読書活動の推進（必読図書を活用）	教育支援課	4	A
41	児童・生徒及び職員同士の交流などの小・中学校連携推進事業の推進	教育支援課	5	A
42	善行を奨励する表彰制度の推進	教育支援課	4	B
43	学校人権教育の校内推進体制の充実、研修会の実施、指導資料の活用	教育支援課	5	A
44	小・中学校における福祉教育の推進	教育相談センター	4	B
45	通常の学級と特別支援学級等との交流及び共同学習の充実	教育相談センター	4	B
46	オリンピック・パラリンピック教育の推進（再掲）	教育支援課	5	A
		生涯学習スポーツ課	5	B

【施策8 相談体制の充実・いじめ問題対策】

■ 施策の内容

いじめ・虐待・不登校等に伴う児童生徒の心の問題の重要性を踏まえ、児童・生徒・保護者の様々な相談に対応します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
47	大学と連携した教育活動、相談活動（ピアサポーター制度等）の推進	教育相談センター	3	A
48	児童生徒登校支援対策事業の充実	教育相談センター	4	B
49	新座市教育相談室・適応指導教室による支援体制の充実	教育相談センター	5	A
50	さわやか相談員、子どもと親の相談員の配置事業の充実	教育相談センター	5	B
51	スクールソーシャルワーカー（SSW）活用の推進	教育相談センター	5	A
52	生徒指導・教育相談研修事業の充実	教育相談センター	4	A
53	校内教育相談活動（いじめ問題の解決を含む。）の拡充	教育相談センター	5	B
54	ハートフル・シート活用の推進	教育相談センター	4	B
55	いじめ防止基本方針の推進	教育相談センター	4	B
56	関係機関との連携によるいじめ問題対策の実施	教育相談センター	5	A

【施策9 体力向上の推進】

■ 施策の内容

児童生徒の体力向上を図るため、専門的指導力を持つ地域住民等の協力の下、各中学校における部活動の充実などを図ります。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
57	体力向上推進委員会の充実	教育支援課	5	A
58	効率的・効果的な運動部活動の推進	教育支援課	5	A
59	児童生徒の健康管理及び子どもの生活習慣病予防の推進	学務課	4	B
		教育支援課	5	A
60	部活動ボランティア指導員の拡充（再掲）	教育支援課	5	A

【施策10 学校給食の充実】

■ 施策の内容

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達を促し、望ましい食習慣の形成に重要な役割を果たすことから、その充実を図ります。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
61	学校における食育の推進	教育支援課	5	A
62	学校給食における地場産野菜の活用	学務課	4	B
63	給食用備品の充実	学務課	3	A
64	学校栄養職員、給食調理員研修会の実施	学務課・教育支援課	4	B
65	給食食材等の放射性物質測定	学務課	4	B

【施策11 安全教育の充実】

■ 施策の内容

児童生徒の安全の確保が図れるよう、防犯・防災教育等を推進します。また、自

らが危険を回避する力を身に付け、他者の安全にも配慮する力を育みます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
66	防犯教育及び交通安全指導の充実	教育支援課	5	A
67	防災教育の推進と各学校における防災訓練の実施	教育支援課	5	A
68	AED（自動体外式除細動器）・救急救命の講習の実施	教育支援課	4	B

【施策12 特別支援教育の充実】

■ 施策の内容

児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服させるため、適切な指導及び必要な支援を行います。また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が互いに理解し合い、共に支え合う「心のバリアフリー化」を広めるため、交流活動や共同学習を実施します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
69	特別支援教育コーディネーターの資質の向上	教育相談センター	4	B
70	発達障がい等への理解と指導・支援の充実	教育相談センター	4	B
71	一人一人に応じた教育の工夫改善	教育相談センター	4	B
72	放課後等デイサービスとの連携	教育相談センター	2	A

【施策13 教職員の指導力の向上・学校保健の充実】

■ 施策の内容

公正な人事管理を行うとともに、教職員の資質・能力の向上及び健康の保持増進を図ることにより学校の教育力を高めます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
73	学校訪問の充実	教育支援課	5	A
74	学校研究委嘱の充実	教育支援課	5	C
75	教職員研修、経験者研修等の充実(授業力向上セミナーの実施)	教育支援課	5	B
76	夏季教職員全体研修会の実施	教育支援課	5	A
77	大学との連携による研修等の実施（再掲）	教育支援課	5	A
78	教職員人事評価制度の活用	学務課	4	B
79	教職員の健康管理の実施	学務課	4	B
80	学校保健委員会活動の充実	教育支援課	5	A

【施策14 就学・進学援助の充実】

■ 施策の内容

経済的理由によって修学が困難な者に対し支援を行い、奨学奨励を図ります。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
81	就学援助制度の推進	学務課	4	B
82	入学準備金、奨学金の貸付事業の推進	学務課	5	B

【施策15 学校・家庭・地域の連携】

■ 施策の内容

地域と共に歩む学校づくりのため、学校施設の開放を継続的に実施するとともに、学校応援団やコミュニティ・スクールなどの制度を活用し、家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
83	学校・家庭・地域連携交流事業の推進	教育支援課	5	A
84	学校応援団の推進	教育支援課	5	A
85	コミュニティ・スクールの推進	学務課	4	B
86	P T A ・ 保護者会連合会への支援・連携	生涯学習スポーツ課	5	B
87	ふれあい地域連絡協議会への支援・連携	生涯学習スポーツ課	4	B
88	地域人材活用への支援	生涯学習スポーツ課	4	B
89	部活動ボランティア指導員の拡充（再掲）	教育支援課	5	A
90	学校施設（体育館、校庭等）の開放	教育総務課	5	B
91	大学との連携による研修等の実施（再掲）	教育支援課	5	A
92	学習支援等の子どもの貧困への対策	教育支援課	3	B
93	教育懇談会の実施	教育総務課	4	B

■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休校が一斉に行われたが、各課の事業は2月末までにほとんどが計画的に実施され、順調に成果を上げている。</p> <p>学校教育の大きな柱である授業において、分かる授業の実施や主体的・対話的で深い学びの実施が積極的に行われた。教育指導を担う教職員の指導力の向上を図るため、学校訪問、学校研究委嘱、各種の研修会等が計画的に実施されており、今後一層、児童生徒一人一人に応じた教育が進められることを期待する。</p> <p>全校がコミュニティスクールとなって2年目を迎え、学校・家庭・地域の連携が一層進んでいることは有益である。災害時等の対応についても連携の成果が発揮されるものと期待できる。</p> <p>本市の課題となっている不登校児童生徒の改善に向けては、校内</p>
-----	--

	<p>相談活動の充実、市の教育相談室・適応教室の充実やいじめ問題への対策等専門家を交えた様々な体制がとられ、効果的に活動が行われている。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月2日から春休みまで全国一斉休校の要請が政府から出されたことにより、本市の小中学校も休校に入ったが、学校においては1年間のまとめに当たる年度末の授業や行事を実施できなくなり対応に苦慮した。そういう中で、卒業生と教職員のみでの参加ではあったが、卒業式が挙行できたのはよかった。また、市教委の対応は早く、一斉休校の連絡などが学校や家庭に混乱なく周知できたことは評価できる。</p> <p>未曾有の事態の中、今後も学校の在り方、授業の在り方、児童生徒の安全確保など適切に実施すべく対応に当たらなければならない。</p>
--	--

基本目標3 心豊かで健全な青少年の育成の推進

【施策1 青少年の健全育成の推進】

■ 施策の内容

未来を担う青少年が、豊かな人間性を育みつつ健やかに成長していけるよう、青少年一人一人の状況に応じた支援策を推進します。また、青少年の日々の生活を支える居場所づくりや、活動の主体となる組織への支援を通じて、青少年の成長を促す環境をつくりまします。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
94	生徒指導における小・中学校の連携の推進	教育相談センター	4	C
95	教育シンポジウムの実施	教育相談センター	4	B
96	青少年健全育成団体への支援・連携	生涯学習スポーツ課	4	B
97	青少年教育振興基金助成事業の推進	生涯学習スポーツ課	4	B
98	「新座っ子ぱわーあっぷくらぶ」の推進（再掲）	生涯学習スポーツ課	5	B
99	子どもの放課後居場所づくり（ココフレンド）事業の拡充（再掲）	生涯学習スポーツ課	5	A
100	「こころのプロジェクト（夢の教室）」等の実施	生涯学習スポーツ課	5	A
101	ティーンズコーナー図書の充実	中央図書館	5	A

■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>小・中学校の接続を意識した事業を行うことで、一貫した生徒指導体制を築き、心豊かな児童生徒の育成に向けた取組がなされた。今後、各中学校区において学習規律や指導方法等についての共通理解を図り、特色を生かした小中連携の取組に移行する。</p> <p>また、週末の安心安全な居場所づくりとして、平成14年に開設された「新座っ子ぱわーあっぷくらぶ」は、多くの参加者のニーズに合うように講座を増やすなどの取組が行われ、安定した事業の推進がなされている。更に事業を継続する上で、各種団体に講座開設</p>
-----	--

	<p>の依頼をするとともに、指導者の育成と確保を進め、クラブ開設までの様々な事務量の多さなどの課題を改善する必要がある。</p> <p>子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）は、地域の方の参画を頂き、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動の取組を実施し、放課後の安心安全な活動拠点として、参加する児童はもちろんのこと、保護者にも大変好評である。未開設校での開設要望が多かった問題も、令和2年度から全小学校開設に向けた調整と予算確保に向けた取組がなされ、この事業の更なる推進を図ることができた。</p>
--	--

基本目標4 生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の充実と地域の歴史・伝統・文化の継承

【施策1 生涯学習推進体制の整備・充実】

■ 施策の内容

市民の学習ニーズの多様化、高度化に対応した学習機会を提供するため、大学などと連携し、市民総合大学等の講座の充実に努めます。

また、生涯学習への市民参加を更に推進するために、関係機関との連携・協力を図るとともに、市民や団体間の交流の促進に努めます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
102	市民総合大学の実施	生涯学習スポーツ課	5	A
103	市内3大学等との連携	生涯学習スポーツ課	5	B
104	「子ども大学にいざ」の実施	生涯学習スポーツ課	5	B
105	「快適みらい都市づくり出前講座」の充実	生涯学習スポーツ課	5	A
106	各種講座等生涯学習情報の提供	生涯学習スポーツ課	5	B
107	社会教育関係団体への支援・連携	生涯学習スポーツ課	5	B

【施策2 人権教育の推進】

■ 施策の内容

同和問題を始めとした様々な人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、より効果的な人権啓発活動を推進します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
108	人権に関する講座・講演会の実施	生涯学習スポーツ課	5	A

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
109	人権問題に関する啓発	生涯学習スポーツ課	5	A
		中央公民館	5	B
110	人権標語・ポスター展の実施	生涯学習スポーツ課	5	A
111	市人権教育推進協議会との連携	生涯学習スポーツ課	5	A
112	人権教育団体への支援	生涯学習スポーツ課	5	A

【施策3 公民館活動の推進】

■ 施策の内容

市民の学習ニーズに応えるため、青少年から高齢者までの幅広い年齢層を対象にした各種講座を開催し、生涯学習の推進や社会教育の充実を図ります。

また、グループ・サークル活動及び地域ネットワークづくりへの支援を行うことにより、市民が主体的に学習を行うための環境づくりを行います。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
113	特色ある事業・各種講座の推進	中央公民館	5	B
114	社会的課題及び地域課題に配慮した事業の推進	中央公民館	5	B
115	グループ・サークル活動及びネットワークづくりへの支援	中央公民館	3	B

【施策4 図書館事業の推進】

■ 施策の内容

生涯学習の中核的拠点として、図書館資料の整備や図書館機能を駆使したサービスの充実を図ります。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
116	図書館講座の充実	中央図書館	5	A
117	図書館資料の充実	中央図書館	5	A
118	学級訪問の充実	中央図書館	5	A
119	図書館ボランティアの育成・支援・組織化の推進	中央図書館	5	A
120	「としょかん一年生事業」の実施	中央図書館	5	A
121	「読書貯金通帳」事業の実施	中央図書館	5	A
122	ブックスタート事業「はじめてブック」及び「あかちゃんタイム」の実施（再掲）	中央図書館	5	A
123	庁内他部局との連携によるテーマ展示の実施	中央図書館	5	A
124	子育て支援コーナー・ビジネス支援コーナーの充実	中央図書館	5	A
125	レファレンスサービスの充実	中央図書館	5	A
126	高齢者・障がい者サービスの充実	中央図書館	5	A
127	分館の充実	中央図書館	5	B
128	西東京市図書館との連携	中央図書館	5	B
129	福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館の指定管理者制度導入	中央図書館	5	B
130	4市図書館相互利用など近隣市との連携	中央図書館	5	A

【施策5 生涯学習センター（にいざほっとぴらざ）事業の充実】

■ 施策の内容

市民の生涯にわたる学習活動を推進し、市民文化の創造と振興を図るため、生涯学習センター（にいざほっとぴらざ）の特性をいかした多様なサービスを提供します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
131	主催事業の推進	生涯学習センター	4	A
132	利用者のニーズに対応したサービスの質的充実	生涯学習センター	3	B
133	文化芸術活動等支援のための施設の活用	生涯学習センター	4	B
134	中央図書館との連携による図書等の貸出しの推進	生涯学習センター	4	A

【施策6 ふるさと新座館の充実】

■ 施策の内容

「観光都市にいざ」の情報発信・交流拠点である「ふるさと新座館」の特性をいかし、市民の多様な学習ニーズに応えるため、指定管理者と連携して、子どもから高齢者まで幅広い市民が学べる機会及びコミュニティ・文化施設として学習の成果を発表する機会を提供します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
135	指定管理者との連携による利用者サービスの質的充実及び文化・芸術活動等支援の充実	中央公民館	3	A
		生涯学習スポーツ課	5	A

【施策7 ボランティア活動への支援の充実】

■ 施策の内容

公民館や図書館などにおける社会教育活動及び地域活動においてボランティアの活躍する機会や場を提供するとともに、生涯学習の成果をまちづくりにいかすことのできる仕組みづくりを進めます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
136	ボランティアの育成と活動の場の提供	中央公民館	4	B
		中央図書館	5	A
137	生涯学習ボランティアバンクの充実	生涯学習スポーツ課	5	A
138	生涯学習ボランティア情報の提供	生涯学習スポーツ課	5	A
139	市民総合大学の実施（再掲）	生涯学習スポーツ課	5	A

【施策8 市民主体の文化芸術活動の振興】

■ 施策の内容

市民の文化意識の高揚を図るため、市民芸術の作品展や地域に根ざした文化イベントの開催など、市民と行政が一体となって文化事業を推進します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
140	新座市文化協会との連携	生涯学習スポーツ課	5	A
141	市民まつり文化祭への支援	生涯学習スポーツ課	5	A
142	子どもの文化芸術環境の充実	生涯学習スポーツ課	5	B
143	成人式の実施	生涯学習スポーツ課	5	B
144	市民会館・ふるさと新座館・睡足軒の森など市内文化施設を活用した文化事業の実施	生涯学習スポーツ課	5	B
145	文化芸術分野の人材の登用	生涯学習スポーツ課	4	B

【施策9 地域の歴史・伝統・文化の積極的な継承】

■ 施策の内容

文化財の永続的な保存・管理のため調査を実施するとともに、指定文化財の保存事業を進めます。また、市民の地域への愛着を培うため、文化財の紹介に努め、効果的な啓発を図るとともに先人から受け継がれてきた貴重な文化資産の保護に努めます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
146	平林寺境内林保存対策事業への支援	生涯学習スポーツ課	3	C
147	指定文化財保存事業の実施	生涯学習スポーツ課	4	A
148	市史編さん事業の実施	生涯学習スポーツ課	4	A
149	野火止用水・平林寺の文化的景観の保護	生涯学習スポーツ課	4	B
150	文化財の保存、活用、啓発の推進	生涯学習スポーツ課	4	A
151	遺跡発掘調査の実施	生涯学習スポーツ課	5	A
152	遺跡地図・遺跡台帳の整備	生涯学習スポーツ課	4	A
153	文化財指定化調査の実施	生涯学習スポーツ課	4	A
154	文化財刊行物の配布	生涯学習スポーツ課	4	A
155	野火止用水クリーンキャンペーンの実施	生涯学習スポーツ課	1	E
156	睡足軒の森の活用	生涯学習スポーツ課	3	A

【施策10 歴史民俗資料館の充実】

■ 施策の内容

長い歴史と伝統の中で伝わってきた多くの文化財を将来に伝承していくための資料の収集、保存、調査研究を行います。

また、これら文化的資料の活用を通じて、子どもから大人まで全ての市民の郷土愛を醸成するとともに、「わがまちにいざ」の伝統・文化を内外に向けて発信してい

きます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
157	歴史資料等の調査及びコーナー展示の実施	生涯学習スポーツ課 (歴史民俗資料館)	3	A
158	収蔵資料の収集・整理・保存・活用の推進	生涯学習スポーツ課 (歴史民俗資料館)	2	A
159	郷土史講座等の実施	生涯学習スポーツ課 (歴史民俗資料館)	5	A
160	市内小中学校との連携の強化	教育支援課	4	A
		生涯学習スポーツ課 (歴史民俗資料館)	4	A

【施策11 スポーツ・レクリエーション活動の推進】

■ 施策の内容

市民のだれもが手軽にスポーツに親しめるよう、各種スポーツ教室や健康体操教室、各種スポーツ大会やレクリエーション大会などを開催します。

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
161	各種スポーツ教室の実施	生涯学習スポーツ課	4	B
162	市民総合体育大会の実施	生涯学習スポーツ課	5	B
163	新座市体育協会との連携	生涯学習スポーツ課	5	B
164	にいざ元気アップ広場の推進	生涯学習スポーツ課	4	B
165	ニュースポーツの普及の推進	生涯学習スポーツ課	4	B
166	市民まつり体育祭の実施	生涯学習スポーツ課	4	B
167	立教大学スポーツ教室の実施	生涯学習スポーツ課	4	B
168	大学施設（図書館、プール等）の市民	生涯学習スポーツ課	4	B

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
	開放			
169	スポーツ指導者の育成と活用	生涯学習スポーツ課	4	B
170	スポーツ活動団体の育成	生涯学習スポーツ課	2	B
171	ボランティア指導者の活用	生涯学習スポーツ課	3	B
172	市民総合体育館等スポーツ施設の運営の充実	生涯学習スポーツ課	5	B

【施策12 情報提供の充実と学習相談体制の充実】

■ 施策の内容

市民の自発的・自主的な学習活動を支援するため、公民館・コミュニティセンター等のイベントに関する情報の収集・提供を行います。また、市民の多様化する学習を支援するため、社会教育団体への相談体制や図書館資料の充実を図ります。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
173	「にいざの生涯学習」の充実	生涯学習スポーツ課	5	B
174	インターネット情報端末の設置	生涯学習センター	4	B
175	ホームページの充実	教育総務課	5	B
		中央公民館	3	B
		中央図書館	5	A
176	社会教育団体への相談体制の充実	中央公民館	3	B
177	図書館資料の充実（再掲）	中央図書館	5	A
178	レファレンスサービスの充実（再掲）	中央図書館	5	A

■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>基本目標4に関しては、例年と同様に多様な生涯学習・スポーツ・文化芸術活動が展開された。本市における、車の両輪をなす学校教育と社会教育活動の充実は、豊かな市民生活の形成に大きく貢献している。</p> <p>生涯学習センター（にいざほっとぷらざ）や市民総合体育館の老朽化問題は、言うまでもなく教育委員会が単独で対処できる問題ではなく、新座市全体の中・長期計画の中で計画性をもって取り組むべき問題である。毎年の市民の施設利用に支障が出ないように、速やかに庁内で連絡・調整を図り、事態改善の方向性が示されることが望まれる。</p> <p>また、積年の課題となっていた歴史民俗資料館については、移転、複合（施設）化が決定し、大きな現状改善が進展するものと期待される。しかしながら、施設や展示が一旦リニューアルされれば、また数十年間は大きな改変は困難になるので、施設の将来における増改築や展示のフレキシブルな変更を射程に入れた柔軟なリニューアルが行われることを期待したい。</p> <p>なお、年度末には、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、社会教育機関で予定されていた事業の中止・延期といった事態が生じ、次年度へ継続となった。このような先の見えない不測の事態に対しても、市民の目線に立ち、それぞれの時点で最善の決断を積み重ねていくことが大切である。</p>
-----	---

基本目標5 教育施設の整備・充実の推進

【施策1 小・中学校の施設整備】

■ 施策の内容

児童生徒が安心して明るくのびのびと学ぶことができる学校を目指して、校舎などの学校施設の整備充実を計画的に実施します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
179	新座小学校校舎屋上防水改修工事	教育総務課	5	B
180	第四中学校プールろ過設備更新工事	教育総務課	5	B
181	新座小学校プールろ過設備更新工事	教育総務課	5	B
182	新座小学校給食室増改築工事設計業務委託	教育総務課	5	A
183	市内全小・中学校長寿命化計画劣化状況調査等業務委託	教育総務課	4	A

【施策2 学校情報機器の整備】

■ 施策の内容

情報化の進展に対応した学習環境を整備するため、各小・中学校の教育機器(コンピュータ、コンピュータ周辺機器、電子黒板等)を活用し、教育水準の維持向上を図ります。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
184	教育インターネットの充実	教育総務課	4	A
185	コンピュータ教育環境の充実	教育総務課	4	A
186	学校図書館の充実	教育総務課	5	B
187	校務支援システムと教員用コンピュータの活用	教育総務課	4	A

【施策3 文化・スポーツ施設の整備・充実】

■ 施策の内容

生涯学習及びスポーツを推進し、市民の学習やスポーツに対する意欲の高まりに対応できるよう安全面、管理面に配慮しながら計画的に文化・スポーツ施設の整備充実に努めます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
188	西東京市図書館との連携（再掲）	中央図書館	5	B
189	福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館の指定管理者制度の導入（再掲）	中央図書館	5	B
190	公民館・コミュニティセンターの改修	中央公民館	4	B
191	「睡足軒の森」の整備	生涯学習スポーツ課	5	B
192	スポーツ施設の整備・改修	生涯学習スポーツ課	5	A
193	市民総合体育館等スポーツ施設の運営充実（再掲）	生涯学習スポーツ課	5	B
194	公共施設予約システムの充実	生涯学習スポーツ課	4	B
		生涯学習センター	4	B
		中央公民館	5	B

■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>市政50周年を迎える新座市は、人口急増期を経て現在に至っている。そのため、学校建設が短期間のうちに進み、建設50年前後の学校施設も多くなっている。大規模な改修工事には多額の経費が必要となるため、ここ数年、財政上の理由から改修計画は進んでいないのが現状である。現在23校中11校は改修を実施しているが、残りの12校についても計画的な改修が必要である。</p> <p>また、GIGAスクール構想やインターネットを活用したリモート授業の必要性から、学校の施設設備の在り方も従来の考え方とは</p>
-----	--

異なった観点で見ていく必要がある。国の交付金を有効に活用し、市財政に負担のかからない方策を模索しつつ、児童生徒に新しい時代の教育環境を整備していくことは教育委員会の責務である。

学校におけるインターネット環境の充実を進めるため、教職員全体研修会に「未来の教室」事業を進める経済産業省の浅野大介氏やGoogleの関係者、コンパス社による講演を実施したことは、教職員の意識改革につながった。画期的だったのは、12月議会に1千台の可動式パソコンChromebookの予算を計上し、導入を図ったことである。これにより、3月からの休校、緊急事態宣言下での教育活動が可能となった。こうした教育設備が用意されていなければ、休校中のオンデマンドによる授業動画配信も、校長会議を始めとした各種会議や研修会もできなかったと思われる。休校中の配信動画は、児童生徒の学習に役立つことができた。こうした新しい時代に対応した教育環境は、待ちの姿勢ではなかなか実現しない。風を読み、手を打つことが行政には求められている。今後、一人一台の可動式端末の整備や高速大容量のLAN整備が必要となるが、新しい時代の教育を見据えて、早急な整備を進めていきたい。

3 新型コロナウイルス感染症に関連する新座市教育委員会の対応について

【小・中学校関係】

日付 (通知日/決定日)	内容
R2. 2. 28	政府からの要請を受け、3月2日(月)から3月26日(木)までの間を臨時休校とする。なお、3月27日(金)から学年末休業日とし、4月1日(水)から4月7日(火)までは春季休業日とする。(登校日は、3月26日(木))
	卒業証書授与式は実施するが、参加者は卒業生及び教職員のみとする。
	臨時休校期間中の部活動は中止
R2. 3. 2	保護者が仕事を休めず、また他の預け先がなく、自宅で一人で過ごすことができない小学校1・2年生及び特別支援学級の児童を各学校で受け入れることとする。期間は、3月3日(火)から3月25日(水)まで。
R2. 3. 12	校庭の一般開放は、原則行わないこととする。
R2. 3. 16	健康観察及び荷物の持ち帰り等を目的に、小学1年生から中学2年生までを対象に3月23日(月)を臨時登校日とする。
R2. 3. 18	3月19日(木)から3月26日(木)の平日、当該校の在校児童・生徒を対象に校庭を開放する。時間は、午前9時から午後4時まで。

【社会教育施設、その他】

日付 (通知日/決定日)	内容
R2. 2. 28	臨時休校決定以降、令和元年度の新座っ子ばわーあっぷくらの活動(2月29日(土)及び3月7日(土))を中止とする。
R2. 3. 2	3月31日(火)まで以下の施設を閉鎖、又は、利用サービスを中止とする。 ① 市民総合体育館トレーニング室、卓球室、中央図書館学習室、にいざほっとぶらざ情報交流コーナー等 ② 福祉の里図書館、福祉の里体育館 ※福祉の里図書館は、3月18日(水)からWEB予約した資料の貸出・返却は可能

日付 (通知日/決定日)	内 容
	<p>臨時休校期間中(3月2日(月)から3月26日(木)まで)、児童・生徒による公民館・コミュニティセンター・図書館・スポーツ施設の利用を中止するとともに、学校開放事業及びココフレンド事業を中止とする。</p> <p>立教大学室内温水プール(SPAC)の市民開放事業について、3月中の開放は中止とする。</p>
R2. 3. 11	<p>図書館の滞在型サービス(DVD 視聴コーナー、新聞・雑誌閲覧コーナー等)を休止する。</p>
R2. 3. 19	<p>児童・生徒の図書館の利用制限を解除する。</p>
R2. 3. 28 29	<p>県からの外出自粛要請を受け、市民会館及びふるさと新座館ホールについて、利用及び利用受付中止(閉館にはせず)</p>

4 学識者の講評

所管課による一次評価と教育委員会による二次評価を踏まえ、5名の学識者の皆様から書面により講評を頂いた。概要は以下のとおりである。

基本目標1 家庭や地域が一体となった就学前教育の推進

- ・ No7「幼保小連携推進協議会の開催による幼児教育・児童教育の連携」及びNo9「幼・保・小ブロック別交流会の実施及び総合調整」について、所管課による全体評価がともに4（できた）となっているが、今後、5（十分できた）に引き上げるべく、No7の今後の方向性をB（維持）からA（推進）にして拡充を図るべきではないか。
コロナ禍において、幼児を取り巻く教育環境は、人と人との接触を避けることを重視せざるを得ない中、一層現場に則した適切な対応が必要とされている。2月に幼保小連携推進協議会の役員会、全体会が中止になるなど、コロナ禍の様子が見えない不安を反映した事態は致し方ないものの、現状においてリモート会議の拡大を図る等で幼児と保護者の状況について一層の情報収集と対策をとる必要が生じていると考える。

基本目標2 生きる力の育成と質の高い学校教育の推進

- ・ No16「教育におけるICT（情報通信技術）の活用及びプログラミング教育の推進」の所管課による全体評価を4（できた）から5（十分できた）に引き上げる必要がある。言うまでもなく、現在の新型コロナウイルス感染防止対策下で対応可能なテレワーク等の習熟等、取り急ぎ喫緊に必要とされるコミュニケーションツールやソフト装備及び習熟の充実が不可欠である。これはNo71「一人一人に応じた教育の工夫改善」の今後の方向性B（維持）をA（推進）にしていくこととも連携を持てると考えられる。
- ・ No27「職場体験学習、キャリア教育の実施」、No36「市内音楽会の実施」、No37「市内小中学校における文化芸術作品の展示コーナーの設置」のイベント・実習系・体験型関連施策は、今後の方向性がA（推進）となっているが、新型コロナウイルス感染拡大に未だ収束の様子が十分には見い出せない状況から、B（維持）として留めることも致し方ないと思われる。
- ・ No59「児童生徒の健康管理及び子どもの生活習慣病予防の推進」、No79「教職員の健康管理の実施」は、巣籠り生活を余儀なくされている子ども達と教職員の心身の健康管理を目指す対応の重要性が浮上しているため、今後の方向性B（維持）をA（推進）にすべきと考える。
- ・ 小学校を始めとする教育機関・家庭・地域の連携は、コミュニティ醸成のために有効な連携とされてきた。この連携は児童や生徒への家庭も含む連携教育の観点から、コロ

ナ禍においては一層重要である。そのため、学校と保護者や市民が意見を交換、反映してきた No85「コミュニティ・スクールの推進」、No93「教育懇談会の実施」がコロナ禍で一層必要となる。これらの今後の方向性はB（維持）となっているが、A（推進）にすべきと考える。

基本目標3 心豊かで健全な青少年の育成の推進

- ・ No94「生徒指導における小・中学校の連携の推進」について、学力向上の推進以外の思春期の心のケア、新型コロナウイルス感染症対策による長期休校による学力・規範意識の変化等を小・中学校の連携の中で確認する必要がある等、連携の意義は今後大きくなっていくため、今後の方向性C（改善）をB（維持）にすべきと考える。

基本目標4 生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の充実と地域の歴史・伝統・文化の継承

- ・ 年度末間近に新型コロナウイルスが発生し、先行きが見通せない中であっても、人権教育について、緊密に関係団体と連携を図りながら指導助言等を行い、計画的に事業を推進した点を評価する。今後、オリンピック・パラリンピックの開催に向け、人権教育の重要性を市民全体にも認識していただけるよう取り組んでいただきたい。
- ・ 歴史文化についての資料保存、研究、教育に当たっては、博物館が単なる資料の収集場所となるのではなく、市民自身が歴史文化を学び、自らの地域への理解を深め、その歴史文化的価値を再発見することが肝要だと思う。本市の第4次新座市基本構想総合振興計画にも位置付けられているフィールドミュージアムの構想は、正に地域自体が歴史文化の拠点となり、歴史文化を発掘し、保存し、継承していく主体となるものだと思う。現在、新たな展開が模索されているということだが、そうした取組の中で、博物館が地域の文化遺産を紹介しつつも、市民の歴史文化への理解を深める取組を是非とも継続していただきたい。本市において取り組まれているいざプラスカレッジ（旧新座市民総合大学）などを通じて、地域の文化遺産への理解を深めた市民がボランティアとなり、地域に散在する文化遺産を紹介したり、案内したりするような取組を展開することが望ましいと思う。例えば、本市においては、雑木林をめぐる植生などは、市民ボランティアにより守られ、整備、活用が図られている。こうした取組が更に他領域にも良い影響を与えていくよう、取組間の相互連携を図ることも重要ではないか。
- ・ 以前から、野火止用水・平林寺の文化的景観の価値やそれを保全するための本市の取組に関心を持って拝見していた。守るだけでなく、それを活用した地域教育や文化的景観を構成する空間要素の活用もバランスよく図っていくことを期待する。また、観光の視点も重要である。本市は観光地ではないと思われるかもしれないが、コロナ禍を経て観光の持つ意味は大きく変容している。遠方からの人を誘客するだけでなく、市内や隣接する地域居住者に地域固有の歴史文化や価値を提供することも「観光」と言えるだろう。あるいは、毎日通学で本市に通っている大学生が授業の空き時間にぶらりと散策で

きるようなPRも重要かもしれない。その点において、市内の観光セクションとの密な連携も期待する。

野火止用水は本市のみならず広域的に分布しているため、野火止用水圏域の周辺自治体とともに保護・活用の機運を高めていくことも大切である。野火止用水の文化的景観が持つ可能性はまだまだ沢山あるのではないかと期待している。

- ・ 歴史民俗資料館の移転・複合化による内容の充実を期待する。それと同時に、歴史民俗資料館の展示内容のデジタルアーカイブ化とオンライン上での公開も推進できれば、より多くの市民の目に触れる機会を生むことができるのではないかと思う。リアル（歴史民俗資料館での展示）とバーチャル（オンライン）の役割分担、棲み分けを考えることも必要だと思われる。
- ・ 密を避ける対応がコロナ禍での主たる対策である。しかし、新型コロナウイルス感染拡大が収束に向かい、安心して密を避けることを気にせずに市民活動ができるようになり次第、社会教育活動では、各施設や団体が早急に活発な活動を開始できるよう事態改善の方向性を定めるべきである。それまでに関係施設の補修やIoTネットワーク※対応等、少し先を見据えたハードソフト対応に注力する必要がある。したがって、No135「指定管理者との連携による利用者サービスの質的充実及び文化・芸術活動等支援の充実」の今後の方向性を中央公民館、生涯学習スポーツ課とともにA（推進）からB（維持）にする方が望ましい。学習成果発表の機会を維持しつつも、積極的な指定管理者への働き掛けは消極的にならざるを得ない。同様にNo141「市民まつり文化祭への支援」の今後の方向性をA（推進）からB（維持）に、一方、No176「社会教育団体への相談体制の充実」の今後の方向性をB（維持）からA（推進）にして、新型コロナウイルス感染収束後に可能な、新たな発表の機会の充実を探る社会教育団体等の取組に積極的な対応を可能とする相談体制の充実を図る必要がある。

※Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

- ・ 生涯学習の観点から、市民の体力向上を図ることは、これからますます重要になると思われる。例えば、長野県松本市においては、地域に所在する大学と行政とが緊密に連携し、市民の体力向上に資する取組が功を奏している。体育設備の充実とともに、指導者の資質向上が何より重要と思われる。市内に存在する大学との連携を更に深めつつ、市民の健康の増進、体力の向上を更に図っていただきたい。その際、今日のコロナ渦とともに、今後ますます高齢化が進展する時代においては、市民が日常的に親しめる散歩コースなどがより一層充実することも重要と思われる。本市が豊かな雑木林やせせらぎを残していることも、そうした取組を支えることと思う。

基本目標5 教育施設の整備・充実の推進

- ・ 市の財政が厳しい状況はしばらく続くと思うが、学校の施設整備を計画的に推進すること、また、避難所としての利用を想定して、将来的に体育館にエアコンを設置することを要望しておきたい。
- ・ 基本目標2にも関連してくるが、学校教育においては、施設設備の老朽化の問題を乗り越えていく必要がある。教育委員からの御指摘にもあるようにICTへの対応が同時に求められており、今般のコロナ渦の実情を鑑みると、教育の情報化は、ますます重要になると思われる。その際、何と言っても重要なのは、教職員の資質向上である。例えば、昭和敗戦後期において、施設設備が不十分であっても、当時の教職員の創意工夫により敗戦後復興を果たしたという事実が何よりの証左であると思う。今日のコロナ渦においても、限られた人的・物的資源の中で、質的な向上を図るためには、教職員の創意工夫が最も大事である。本市の教職員が更に腕を磨いて、のびのびと、優れた指導力を発揮していくための条件整備をお願いしたい。
- ・ Chromebookを導入したことによりコロナ禍でも教育活動が推進できたことは、正に時宜にかなう判断であり、高く評価されるものである。リアルな教育の代替手段としてオンラインでの教育が位置付けられる傾向もある一方で、オンラインが得手とする教育方法もあるかと思う。そのため、今後は、改めて真の教育目的が何なのかを再確認した上で、それを達成するための手段としてリアルとオンラインの使い分けや併用方法を検討していくことも大切ではないかと考える。
- ・ 新型コロナウイルス感染対策による各種利用中止が相次ぐ中、教育施設の整備・充実の推進には、先を見据えて鋭意対応することが必要となる。図書館及び教育機器については、デジタル化対応が必須とされているため、従前とは異なるIT及びLAN整備、また、そのスムーズな利活用等が求められている。したがって、No184「教育インターネットの充実」、No185「コンピュータ教育環境の充実」、No187「校務支援システムと教員用コンピュータの活用」の全体評価が4（できた）であることは真摯に認識し、今後5（十分できた）に更新するために対応すべきである。とりわけ、二次評価に言及されているように、今後、一人一台の稼働式端末の整備は最低限の準備として進め、その一方でITの推進ゆえに一層必要となるスポーツによる健康管理に関わるNo193「市民総合体育館等スポーツ施設の運営充実」の今後の方向性をB（維持）からA（推進）にして、健康増進のハード面はもとより、スポーツ等を通じた健康増進へのソフト面での下支えを充実させることを促進することが不可欠である。

全体を通じて

- ・ 多くの行政・教育機関等は、コロナ禍対応に戸惑い、様子を見ながら手探りで現状に則した最適な対応を取り続ける必要があった。新型コロナウイルスによる感染拡大は未だ予断を許せない状況ながらも、これまでの経験を活かした対応が教育行政及び地域連携・協働において必要となってきた。本点検評価には、当然ながら、コロナ禍中であっても、これまでの経験を踏まえた新たなスタートをする短期的観点及びIT教育・地域連携への対応を見据えた評価が不可欠である。具体的には、オンライン会議の実施拡大による現場の情報交換・情報収集、人と人との非接触を前提としつつも児童生徒の心のケアも含めた学校対応、オンライン授業の工夫等を進展させる等で、コロナ禍発生以前の教育行政及び地域連携・協働のレベルアップをリモート機器等ITツールの活用で実現すべく対応に勤しむべきである。
- ・ 各種団体に対する補助金について、市財政の厳しい状況を勘案すると、今後減額されていくことが見込まれるが、一律にカットするのではなく、活動内容等を精査し、適切に配分されるようお願いしたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大で混乱を極める中、児童生徒の学習環境の充実が図られたことについて、敬意を表したい。評価対象の時期（令和元年度）とは異なるが、令和2年度に民放によるドキュメンタリー番組の制作に本市が協力され、それが放映されたことは、市民による教育活動への理解や啓発に資するものであったと思う。今後とも、市民の生涯学習や学校教育における質的な向上を図るため、教育の条件整備に関する施策の改善充実を図っていただくようお願いしたい。
- ・ 点検評価の全体を通じ、本市の点検評価が取組の良い点をしっかりと把握し、それを市全体に波及させていこうとしている点に好感が持てた。ややもすると自己点検評価の取組は、粗探しの、重箱の隅をつつく的になりがちである。こうなってしまうと、やはり構成員間の相互不信を生み、意欲の喪失につながるものと思われる。様々に課題は山積しているが、そうした課題の克服以上に、良い取組を認め合い、その意義を学び合うことに力を割く方が健康的であり、建設的であると思う。今後とも、本市の取組において、優れた取組を認め合えるような点検評価活動になるよう祈念する。

生涯学習都市宣言

わたくしたち新座市民は 野火止の清き流れのように
生涯にわたり 学びつづけ
自己を高め 生きがいのあるまちを築きます

わたくしたち新座市民は 市の花こぶしのよう
手をたずさえ 共に学びあい
すこやかで文化の薫り高いまちを築きます

わたくしたち新座市民は ここ新座の地をふるさととし
学んだことを 地域に活かし
心豊かな 元気の出る いきいき新座を築きます

市制三十周年にあたり
ここに新座市を
「生涯学習都市」とすることを宣言します



令和 2 年度
教育委員会の事務に関する点検評価報告書
(令和元年度事業対象)

編集・発行 新座市教育委員会
〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
TEL 048(477)1111(代表)
ホームページ <http://www.city.niiza.lg.jp/>